

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-5
処分の種類	受益者からの負担金の徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第90条第2項			
処分の概要	国営土地改良事業における受益者からの負担金の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>条例に示された基準による。</p> <p>国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例第2条 負担金は、国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するものから徴収する。</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する負担金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。</p>			
基準の制定根拠	国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例第2条			